

第6章 計画の推進

1 計画の実現に向けた役割

本計画を実現するためには、家庭・地域・事業所・行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して総合的に施策を推進していくことが重要です。

また、大人たちがこうした役割を果たすことによって、子どもが地域社会において子ども自身の役割を果たしながら、成長していくことができるまちをめざします。

(1) 家庭の役割

家庭は子育て・教育の基本の場であり、また保護者は子どもをしつれたり、正しい生活習慣を身につけたり、子育てについての第一義的な責任を有していることを十分に認識しなければなりません。そして、子どもを含めた家族それぞれが、家庭生活における責任を分かち合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、家庭機能の充実に努めていく必要があります。

また、男女ともに保護者がしっかりと子どもに向き合い、子育てについての責任を果たすという基本的認識のもと、幼稚園、保育所、認定こども園、学校等と積極的に協力していくことが大切です。

さらに、保護者は子どもを単に保護の対象としてみるのではなく、一人の人格をもった主体として尊重しながら、「子どもの最善の利益」を実現する観点をもって、子育てを行っていくことが求められています。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、家族規模の縮小が進行する中で、保護者同士や地域の人々がお互いに助け合い、子育て中の保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげられるよう、地域ぐるみでの子育て支援に努めていくことが必要です。そのためには、みんなで支え合い助け合うまちづくりを進めながら、地域の連帯意識を醸成し、地域との関わりをより一層深め、子どもたちが地域で成長できる土壌づくりを進めていくことが重要です。

また、地域の人材や施設、伝統文化などの地域資源を積極的に活用し、子育て支援活動を進めることや、子育て支援に関する活動を自主的に行っている個人や関係機関などが積極的に活動を推進し、より多くの市民の参加を促すことが期待されます。

地域全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じて、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じるができるよう支援していくことが求められています。

2 計画の推進

本計画の実現に向けて、家庭・地域・事業所・行政それぞれの役割をふまえながら、施策の総合的な推進を図るため、市民・関係団体等との連携や行政内部の体制整備を次のように進めます。

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で総合的に支援していくためには、市民、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し、ネットワークを構築することが重要です。

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組みます。

(2) 地域の人材の確保と連携

市民の子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、地域資源を活かした子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、連携を図りながら地域における子育て支援の充実を図ります。

(3) 市民参加の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や事業所、関係機関などの理解と協力なくしては実現できません。このことから、本計画について広報などにより市民の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの検討など、市民による地域ぐるみでの取り組みを推進し、子育て支援に市民が積極的に参加するよう促します。

(4) 「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の設置

「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の個々の施策は、それぞれの担当部門が主体的に推進していきますが、施策の総合的な推進を図っていくため、庁内において、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課で構成する「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」を設置します。

【「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」の役割】

- 計画策定についての意見交換
- 計画の進捗状況の庁内における管理・評価
- 計画の推進を図るための事業の検討や庁内の調整

(5) 施策の効率的・効果的推進

常に最少の経費で最大の効果をあげられるよう、事業の成果の評価と、評価結果の施策への反映に努めます。また、より効率的・効果的に施策を推進するために、民間活力の活用について取り組みを進めるとともに、公共サービスの提供にあたっては、個々の家庭や地域活動の自助努力を尊重し、自助・共助・公助の公正かつ適切な役割分担を視野に入れた事業推進を図ります。

3 計画の進捗状況の管理・評価

(1) 「宇治市子ども・子育て会議」

計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

(2) 進捗状況の把握と公表

計画の進捗状況については、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、「宇治市子ども・子育て支援事業計画推進庁内会議」における調整を経て、「宇治市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

また、管理・評価をふまえて取り組みや施策の充実や見直しについての検討を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。